

重要事項説明書

(介護・介護予防・医療 訪問看護サービス)

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	株式会社Kブリッジ
主たる事務所の所在地	岐阜市加納栄町通二丁目7番地
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 加藤浩作
電話番号	058-215-8282

2 ご利用事業所

名称	はちみつ訪問看護ステーション
指定番号	2160191157
所在地	岐阜市加納清水町1丁目43
電話番号	058-216-2871
FAX 番号	058-216-2137
通常の実業の実施地域	岐阜市

3 事業の目的と運営方針

事業の目的 (介護・介護予防)	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。
運営の方針 (介護・介護予防)	指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業の目的 (医療)	訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、主治の医師が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。
運営の方針 (医療)	事業の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の態勢
看護職	12	常勤専従 8 名、非常勤専従 4 名 常勤兼務 1 名、非常勤兼務 0 名
理学療法士	0	常勤専従 0 名、非常勤専従 0 名 常勤兼務 0 名、非常勤兼務 0 名
作業療法士	0	常勤専従 0 名、非常勤専従 0 名 常勤兼務 0 名、非常勤兼務 0 名
言語聴覚士	0	常勤専従 0 名、非常勤専従 0 名 常勤兼務 0 名、非常勤兼務 0 名

5 営業時間

営業日	3 6 5 日
営業時間	9 時 0 0 分～ 1 8 時 0 0 分

6 サービスの概要（介護・介護予防）

サービス名	サービス内容	単位表	1割負担	2割負担	3割負担
要介護の方 基本部分	20分未満	314	¥328	¥665	¥982
	30分未満	471	¥491	¥982	¥1,473
	30分以上1時間未満	823	¥858	¥1,715	¥2,573
	1時間以上1時間30分未満	1128	¥1,176	¥2,351	¥3,526
	理学療法士等の場合	294	¥307	¥613	¥919
要支援の方 基本部分	20分未満	303	¥316	¥632	¥948
	30分未満	451	¥470	¥940	¥1,410
	30分以上1時間未満	794	¥828	¥1,655	¥2,482
	1時間以上1時間30分未満	1090	¥1,136	¥2,272	¥3,408
	理学療法士等の場合	284	¥296	¥592	¥888

サービス名	サービス内容	単位表
長時間訪問看護加算	1時間30分超える場合(週1回まで)	300
複数名訪問看護[Ⅰ] 訪問員資格者の同行	30分未満	254
	30分以上	402
複数名訪問看護[Ⅱ] 訪問員無資格者の同行	30分未満	201
	30分以上	317
緊急時訪問看護加算[Ⅱ]	同意を得て24時間体制で通常訪問以外に必要時、 電話相談、訪問に対し1回/月	574
特別管理加算[Ⅰ]	特別な症状の管理が必要な場合	500
特別管理加算[Ⅱ]	特別な症状の管理が必要な場合	250
ターミナルケア加算	ターミナルケアした場合	2,500
初回加算[Ⅰ]	退院又は退所した日に初回訪問を行う場合	350
初回加算[Ⅱ]	退院又は退所した日の翌日以降に初回訪問を行う場合	300
退院時共同指導加算	退院、退所時指導した場合	600
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護に同行、会議した場合	250

7 サービスの概要（医療）

サービス名	サービス内容	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
基本利用料 I	週 3 回まで 30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 3 回まで 30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
	週 4 回以降 30 分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	週 4 回以降 30 分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
基本利用料IV	入院中外泊 1 日	8,500 円	850 円	1,700 円	2,250 円
訪問看護管理療 養費	月の初日	7,440 円	744 円	1,488 円	2,232 円
	2 日以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
長時間訪問看護 加算	1 時間 30 分超える場合 (週 1 回まで)(15 歳未満 週 3 回)	5,200 円	520 円	1,110 円	1,665 円
複数名訪問看護	有資格者	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	無資格者	3,000 円	300 円	600 円	900 円
24 時間対応体 制加算	同意を得て 24 時間体制 で通常訪問以外に必要 時、電話相談、訪問に 対し 1 回/月	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算 (月 1 回)	※該当者	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	※該当者以外	2,500 円	250 円	500 円	750 円
ターミナルケア 加算	ターミナルケアをした 場合	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
退院時共同指導 加算	特別管理加算あり	10000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	特別管理加算なし	8,000 円	8,000 円	2,000 円	3,000 円
情報提供療養費	必要時月 1 回	1,500 円	150 円	300 円	450 円
緊急訪問看護加 算	緊急連携体制の下緊急時 (月 14 日目まで)	2,650 円	265 円	530 円	795 円
	緊急連携体制の下緊急時 (月 15 日目以降)	2,000 円	200 円	400 円	600 円
在宅患者緊急時等 のカンファレンス	月 2 回	2,000 円	200 円	400 円	600 円

8 実費概要（共用）

交通費(通常の実施地域を越えた地点から) 1kmあたり	15 円+税
当日のキャンセル(入院や死去によるキャンセル以外)	2,000 円
長時間(90 分を超える訪問) 1 訪問につき	3,000 円
回数制限を超える訪問 1 訪問につき	8,500 円
エンゼルケア(死後の処置)	10,000 円+税
衛生材料等必要な場合	実費

9 高齢者への虐待防止

乙は、甲の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 苦情解決体制等の指針を整備しています。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。責任者：管理者 信澤 恵美
- (5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 身体拘束の禁止

乙は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

1 1 衛生管理

- (1) 清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底
 - ②ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備
 - ③従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的にも実施

1 2 ハラスメント防止

乙は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為※上記は、事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 3 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的にも実施しています。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	連絡先（電話 058-216-2871、F A X 058-216-2881） 担当者名（管理者：信澤恵美） 受付時間（9 時 00 分～17 時 30 分、時間外は携帯電話に転送する）担当者不在の場合の対応（別の職員が対応し、担当に伝言し担当が対応する）
国保連合会 介護・障害課苦情相談係	電話 058-275-9826
岐阜市役所 介護保険課	電話 058-264-4141（代表）

1 5 緊急時の対応方法

- （１） 24 時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことが緊急時訪問看護加算の利用者の同意があれば可能になります。
- （２） 利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。緊急連絡先に連絡いたします。利用者の主治医や緊急連絡先は別紙にて聞き取りを行います。

協力医療機関	医療機関の名称	長良内科クリニック
	院長名	原瀬 一郎
	所在地	岐阜県岐阜市八代 2 丁目 1 1 - 1
	電話番号	058-242-9933
	診療科	内科
	契約の概要	当事業者と病院は連携協力医院

令和 年 月 日

- (乙) 当事業者は、甲 1 に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、
 甲 1 に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。
 甲 2

(乙) 居宅サービス事業者
所在地 岐阜市加納清水町 1 丁目 4 3
はちみつ訪問看護ステーション

説明者 氏名 信澤 恵美 印

- (甲) 私は、本書面に基づいて甲から上記重要な事項の説明を受けました。
私は、居宅介護サービスの提供開始に同意します。

(甲 1) 利用者

住所

氏名 印

(甲 2) 利用者の代理人

住所

氏名 印